

令和6年8月30日
(2024年)

介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定の取消しについて（通知）

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の規定に基づき、下記のとおり、指定居宅サービス事業者の指定取消しを行いましたので、お知らせします。

記

1 対象事業者

- | | |
|----------|-----------------------|
| (1) 事業者名 | 株式会社Jカーブ |
| (2) 代表者 | 代表取締役 池口 多賀子 |
| (3) 所在地 | 大阪府吹田市片山町三丁目 37 番 1 号 |

2 対象事業所

- | | |
|-------------|-------------------------|
| (1) 事業所名 | ヘルパーステーションハイタッチ |
| (2) 所在地 | 吹田市片山町三丁目 13 番 10-106 号 |
| (3) サービスの種類 | 訪問介護 |
| (4) 指定年月日 | 令和6年3月1日 |
| (5) 事業所番号 | 2771608086 |

3 指定取消し年月日

令和6年（2024年）8月30日

4 指定取消し理由

不正の手段による指定（法第77条第1項第9号に該当）

- 指定申請時に、当該事業所において勤務しない者を、管理者として配置すると記載し、指定を受けた。
- 指定申請時に、当該事業所において勤務しない者を、サービス提供責任者として配置すると記載し、指定を受けた。
- 指定申請時に、当該事業所において勤務しない者を、訪問介護員として配置すると記載し、指定を受けた。

5 事業者に対する経済上の措置

利用者がいないため、介護給付費の返還請求はありません。

(担当)
福祉部福祉指導監査室
介護事業者担当
電話番号：06-6105-8009（直通）